

00927

# 鳥取縣公報

## 條例

昭和二十六年五月二十七日  
号

外 日曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

### ◆鳥取縣條例第三十五号

昭和二十六年五月鳥取縣條例第三十四号鳥取縣會常任委員會及び特別委員會條例中次の通り改正し、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第六條中「県會の議決によりこれを定める」を「地方自治法第百十八條の例により県會においてこれを選任する」に改める。

第七條中「県會の議決によりこれを定める」を「地方自治法第百十八條の例により県會においてこれを選任する。但し議長が県會に諮つてこれを選任することができる」に改める。